

高島市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和3年6月8日

高島市監査委員 多胡 豊章
高島市監査委員 万木 豊

財政援助団体等の監査結果に関する報告書

第1 監査の対象団体

名 称 うかわファームマート運営協議会
代 表 者 会長 山田 善嗣
所 在 地 高島市鶴川817番地1
所管部局 農林水産部農業政策課

第2 監査期間

令和3年4月2日から令和3年6月7日まで

第3 監査の範囲

監査対象団体が、令和2年度において執行した指定管理料に係る出納その他関連した事務

第4 監査の主な着眼点

1 公の施設の指定管理者監査

(1) 所管部局関係

- ・ 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ・ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ・ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ・ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- ・ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- ・ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- ・ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、または指示を行っているか。
- ・ 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

(2) 指定管理者関係

- ・ 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- ・ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
- ・ 利用促進のための努力はなされているか。
- ・ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業と会計区分は明確になっているか。
- ・ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- ・ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規定は、整備されているか。

第5 監査の方法

指定管理施設の管理運營業務に係る出納その他出納に関連した事務の執行が、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかについて、着眼点に基づき監査を実施するため、事前に関係書類の提出を求め、関係諸帳簿および書類等を照合確認するとともに、監査対象団体の指定管理施設に出向き、監査対象団体職員および所管部局職員から説明を聴取して実施した。

第6 法人の概要

1 事業の目的（協議会規約より）

本会は、会員自らが生産した新鮮で良質な農産物や加工品等を安価で直接消費者に供給できる体制を整えるとともに、都市と農村の交流拠点づくりを進め、地域農業の健全な発展と協議会の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 組織（令和2年度組織図より）

役員 6人（会長1人、副会長1人 役員4人）

監事 2人

職員 5人（事務局員1人（役員と兼務）、販売員4人「シフト制」）

3 会員数 88人（令和2年度決算書より）

4 事業の概要（協議会規約より）

- ① 会員が生産、加工する農産物等の委託販売
- ② 生産・出荷、加工品の製造等に関する指導
- ③ 出荷調整に関すること
- ④ その他、目的を達成するために必要な事項

第7 指定管理の概要

1 施設の概要

名称 高島市鶴川ふれあい交流施設 うかわファームマーケット

目的 販路拡大による生産農家の栽培意識の高揚および地域農産物の生産拡大を基軸として地域の農産物等の情報発信を図り、もって農家所得の向上を目指した新しい形の農業を創造すること。

所在地 高島市鶴川817番地1

施設の規模 構造：木造平屋建

敷地面積：1,461㎡

延床面積：140.15㎡

施設内容 直売所施設・加工施設

指定管理者制度導入 平成20年4月1日

現指定管理期間 平成30年4月1日から平成35年（令和5年）3月31日まで

指定管理料 平成30年度：930,000円／年

令和元年度：944,000円／年

令和2年度： 968,000円/年

募集方法 非公募

2 施設の業務

(1) 高島市鶴川ふれあい交流施設の設置および管理に関する条例 第3条

- ① 農産物の直接販売に関すること。
- ② 農業特産品の展示販売に関すること。
- ③ 農産物および農業特産品の販売促進に関すること。
- ④ 農業特産品の開発に関すること。
- ⑤ 地域の農産物の情報発信に関すること。
- ⑥ ふれあい交流施設の設置の目的を達成するために必要な業務

(2) 高島市鶴川ふれあい交流施設の設置および管理に関する条例 第5条

- ① 第3条各号に掲げる業務
- ② ふれあい交流施設の施設等の維持管理に関する業務
- ③ 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(3) うかわファームマートの管理運営に関する基本協定書 第7条

- ① 施設の運営に関する業務
- ② 施設および設備の維持管理に関する業務
- ③ その他施設の設置の目的を達成するために必要な業務
- ④ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 指定管理業務に従事する者の状況（令和3年度組織図より）

事務局職員 1人（役員と兼務）

販売員 4人（店舗販売員・事務補佐）「シフト制」

4 施設の運営状況

(1) 開館時間等

- ① 開館時間 午前9時から午後4時まで（5月から10月）
午前9時から午後3時まで（11月から翌年4月）
休館日 水曜日 12月31日から翌年の1月5日までの日

(2) 利用者数および売上額の推移

（※月次事業報告書より）

	来客延人数	売上金額（円）
平成30年度	24,404	24,602,094
令和元年度	21,296	20,894,527
令和2年度	19,163	20,413,076

「売上金額は喫茶部門を除外」

(3) 自主事業の実施状況（令和2年度実績より）

① 棚田オーナー事業（9月稲刈りのみ実施）

募集30区画のうち30区画 延べ参加人数 85人参加

第8 団体に対して支出した指定管理料

- 1 令和2年度に、市が団体に対して交付した指定管理料は次のとおりである。

年 度	指定管理料（円）	支出済額（円）	支出年月日
令和2年度	968,000	700,000	R2. 5.29
		268,000	R2.11.19

2 団体に対する指定管理料支出の根拠

- ・ 地方自治法第244条の2第3項
- ・ 高島市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例
- ・ 高島市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則
- ・ 高島市市民交流施設の設置および管理に関する条例
- ・ 高島市市民交流施設の管理運営に関する規則

第9 監査の実施日

令和3年5月31日

第10 監査の結果

監査の結果、補助金および指定管理料に係るもので出納その他出納に関連した事務について、以下の事項を除き、概ね適正に行われているものと認められた。以下の指摘事項については、改善が必要と考えられるので、適切な措置を講じられたい。

また、改善等の措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。なお、指導を行った軽易な事項については、適正に対応されたい。

○所管部局関係

1. 指定管理業務における提出書類の確認と指導の徹底について

基本協定書第22条および第23条では、月次事業報告書と年度事業報告書の報告事項が示されているが、自主事業の実施状況や課題分析と自己評価などの報告がなされておらず、第24条による利用者アンケート等による満足度調査や業務の評価および分析なども報告されていなかった。

これらのことは、基本協定書に沿って施設の管理運営が適正に行われているかについての、所管課における点検等が十分とは言えないことから、提出書類などの確認体制を強化し、より適正な施設の管理運営となるよう指導の徹底を図られたい。

2. 指定管理業務における評価事務等の徹底と事業計画書等の承認について

基本協定書第26条では、毎年度終了後、指定管理者による施設の管理運営状況および実績を評価することとなっている。指定管理者制度研修会資料では6月に前年度の事業報告書の提出を求め、定例会議で運営状況を把握し評価事務を行うこととなっているが、令和元年度の事業報告書における評価事務については、実施されていなかった。

また、基本協定書第21条では、次年度の施設事業計画書等の提出と承認事務について

定められており、指定管理者制度研修会資料では、定例会議の実施と審査承認を10月に実施することとなっている。しかしながら、令和3年度の施設事業計画書の承認事務については、令和3年3月末となっていた。

これらのことは、所管課における公の施設の管理が十分に図れていないことにもなることから、評価事務および承認事務のスケジュール管理を行い、基本協定書に沿った事務の執行となるよう改められたい。

○指定管理者関係

1. 指定管理業務における報告内容の徹底について

基本協定書第22条および第23条では、月次事業報告書と年度事業報告書の報告事項が示されているが、自主事業の実施状況や課題分析と自己評価などが記載されておらず、第24条による利用者アンケート等による満足度調査や業務の評価および分析についても報告されている内容が確認できなかった。

これらのことから、基本協定書に基づく適正な報告書類となるよう内容を改められたい。